

景観形成重点地区(松が岬公園周辺地区)

景観形成デザインガイド

平成 23 年 7 月 7 日施行

1 景観形成デザインガイドについて

(1) デザインガイドの策定目的

地域の景観は、先人が開拓し暮らしてきた土地や建物を現代の私たちが継承し、そのサイクルと日常生活の積み重ねによって、長い時間をかけて形づくられてきたものです。

特に、本市の歴史・文化の中心である松が岬公園周辺地区における景観形成は、これまでの歴史に敬意を持ち、住民、事業者、行政が協働して継続的、積極的に取り組んでいく姿勢が必要です。

このため、地域の望ましい将来像を自ら描き、良好なまちなみ景観を形成するための基準を具体的に定め、建築行為等を行う方が容易に良好な景観の形成に取り組めることを目的として、住民ワークショップでの検討に基づき、「デザインガイド」を策定しました。

(2) デザインガイドの役割(景観形成基準との関係)

景観法に基づく米沢市景観計画では、良好な景観を形成するための基準として「景観形成基準」を定めており、建築行為等を行う際には景観法に基づく届出と「景観形成基準」を遵守することが求められます。

一方で、この「デザインガイド」は、法律等に基づき遵守すべきものとして定めるのではなく、住民ワークショップでの検討に基づき策定した「デザイン基準」等を具体的に記載したもので、住民の方が利用する「地域の景観形成のための参考書」としての役割を担うものです。

(3) デザインガイドの使い方について

例えば、松が岬公園周辺地区は準防火地域に指定されていますので、「デザイン基準」で木造、真壁造り、下目板張りなどの素材、構造、意匠等を推奨していますが、建築基準法等において木の素材等が採用できない場合でも、代替の素材等を用いて同等の意匠を表現することが推奨されます。

また、良好な景観の形成は、単純に素材、構造等のアップグレードを求めるものではなく、一般的な構造、素材の建物であっても位置、形態、意匠、植栽等を総合的に勘案し、周辺景観との調和をいかに図るかを工夫することにより、十分に達成できるものです。

2 地区の特徴

松が岬公園周辺地区内には、上杉神社、松が岬神社、上杉記念館などの歴史施設、上杉城史苑、伝国の杜などの観光集客施設、児童会館、座の文化伝承館などの文教施設が集積しており、市内外から多くの人々が訪れています。

一方で、地区周辺の通り沿いは、北部と東部の通りでは一部が商店街を形成しているものの、その他の通りは住宅と店舗が混在して建ち並んでいます。地区の内部にある歴史・文化施設の景観との関連が感じられるまちなみ景観になっていない状況です。

3 景観形成の目標

松が岬公園周辺地区の景観形成の第一の目標は、内部の歴史・文化施設の景観と地区周辺の景観を分りやすく関係付け、揃いのあるまとまったまちなみ景観にすることです。

このためには、地区内にある歴史・文化施設と周辺の住民が行なうさまざまな事業活動やまちづくり活動を良好な景観の形成のための活動と連携して行なうことにより、地域住民が心地よく住み続けることができ、訪れる人が再び何回も訪れたいような魅力的な“まち”を作り上げることが重要です。

4 景観形成の基本方針

松が岬公園周辺地区内での良好なまちなみ景観の形成は、これから行なわれる建物の新築や増改築などの機会に限られます。このため、あらゆる機会を逃さず地区全体の景観を良くするためには、同じ基準に基づく取り組みが必要となります。このため、3つの基本方針を掲げました。

基本方針1:揃いの実現

通り沿いの塀や植栽並びに建物の壁面と屋根や庇などは、形態・意匠及び素材・色彩が近隣と揃うように計画・整備しましょう。

基本方針2:和風の景観の実現

伝統的な和風の空間が持つ型を継承し、通りを和のまちなみ景観にしていきたいと思います。

基本方針3:歴史の尊重と継承

歴史的な意匠などを建築本体や外構などに織り込み、生かしていきたいと思います。

基本方針1:揃いの実現

通り沿いの塀や植栽並びに建物の壁面と屋根や庇などは、形態・意匠及び素材・色彩が近隣と揃うように計画・整備しましょう。

そのためには、近隣でデザイン基準に沿った形態・意匠の建物・外構がある場合は、それらに揃えたものとします。もし参照できるような建物・外構がない場合は、今後に向けてデザイン基準に沿った形態・意匠に揃えるものとします。

(1) 通り沿いのタイプを揃えましょう。

近隣の建物・塀・植栽等の組合せが下記のタイプであれば、その組合せタイプを組み入れた構成として、連続性を保ちましょう。

- ① 塀のみ ② 塀と樹木の組合せ ③ うこぎ生垣
- ④ 外壁と庇の組合せ ⑤ 樹木

(2) 通り沿いの素材・色彩を隣と揃えましょう。

近隣の建物・塀等の外壁、屋根や庇などの形態・意匠が、修復・修景編に記載している素材・色彩基準に沿っている場合は、その意匠を尊重し同じような素材・色彩としましょう。

それ以外の場合は、積極的に基準を活かした素材・色彩としましょう。

(3) 建築の高さを2階に揃えましょう。

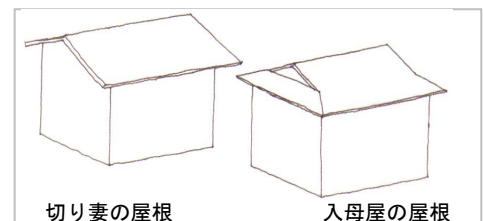
3階以上とする場合は、隣接する建築に配慮した位置および構成としましょう。

例えば、通り際は近隣の建物の高さに合わせて2階ないし3階とし、通り沿いから奥まった部分に4階部分を設け、通り沿いの建物の高さを近隣とあわせるようにしましょう。

(4) 屋根の形か庇を揃えましょう。

屋根の形式は、切り妻か入母屋としましょう。

それ以外の屋根にする場合は、1階ないし2階の高さに庇を揃えて設置しましょう。



(5) 連続性を大切にしましょう。

この地区は独立した家屋がほとんどですので、両隣との間に空間があります。隣り合った建物の外壁が通り際はの場合は、建物と建物の間を塀や格子、格子戸などを使って繋ぐことで、連続した揃いを演出します。

また、塀に代わって生垣や樹木の植栽により連続性を演出することも推奨されます。

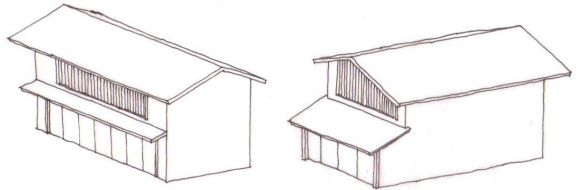
基本方針2:和風の景観の実現

伝統的な和風の空間が持つ型を継承し、和風の意匠^注を積極的に取り入れ、通り沿いを和のまちなみ景観にしていきたいと思います。

注:和風の意匠とは、

簡潔な形態に庇、格子などを付して陰影に富んだ外観を造り、素材色を生かすとともに、開放的な壁面、柱梁の表しなどを特徴するものです。

このような和の空間の型として、大きな庇を持った空間があります。伝国の杜ホールの建築は現代的な形態の中に和の空間の型を持っており、大きな庇が内部と外部を融合させています。なお、蔵は防火仕様の建築ですが、和風の趣をもつ建築でもあります。



和風の意匠の典型的な形態：

簡潔な形態、庇、格子など陰影に富んだ外観、素材そのままの色、開放的な壁面、柱梁の表し

(1) 建物の形態・意匠は和風を基本としましょう。

建物の外壁は、漆喰ないし漆喰調の仕上げとし、白、土色、黒を組み合わせることが推奨されます。

また、通り沿いの面は、大きな開口部^{*1}を確保することが推奨されます。ただし、プライバシーに配慮し、障子、格子や半透過スクリーンを設けることが推奨されます。

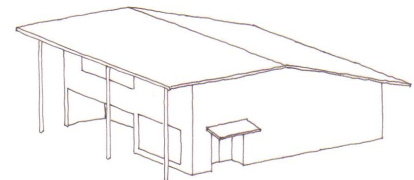
外壁全体や一部を格子で覆うことや、開口部に格子を設置することが推奨されます。また、開口部やアプローチの上部に庇を設置することが推奨されます。



市内で最近建築された和風建築の事例

(2) 屋根は、切り妻ないし入母屋形式としましょう。

それ以外の屋根形式の場合、屋根の軒の出^{*2}を充分確保し、1階部分に小屋根^{*3}や庇を付けて、陰影に富んだ形態とすることが推奨されます。また通りに沿って内外をつなぐ大きな空間を庇の下に確保することも推奨されます。



大きな庇空間で陰影に富んだ形態の現代的な建築例
(パーキングが庇の下に確保されている)

(3) 塀を設置する場合は、板塀としましょう。

通り沿いにある既存の板塀を参照し、同じような意匠とすることが推奨されます。

(4) 外構は、和風庭園の意匠を活用しましょう。

例えば、石灯籠、竹垣、枯山水の石や砂利、和風の照明などがあります。

(5) 樹木を積極的に植栽しましょう。

楓、紅葉、桜、松と実のなる樹木などで、地区内に以前から植栽されている樹木が推奨されます。また、敷地境界にうこぎ生け垣を植栽することが推奨されます。

¹[開口部] 窓、出入り口など外部に開かれた部分

²[軒の出] 屋根の軒先から外壁までの距離

³[小屋根] 部分的な小さな屋根

基本方針3:歴史の尊重と継承

歴史的な意匠などを建築本体や外構などに織り込み、生かしていきましょう。

本地区は、本市の代表的な歴史・文化施設が集積している地区とその周辺の地区であることから、歴史的事実に基づく形態・意匠を積極的に活かすことにより、歴史の尊重と継承を図っていきましょう。

(1) 建物の外観などに、歴史的意匠を活用しましょう。

格子、窓割り、欄間、木板、屋根瓦、シンボル、幟など以前から使われている歴史的な形態・意匠を積極的に活用していきましょう。

(2) 建物及び外構に、歴史的要素を盛り込みましょう。

上杉家にゆかりのある意匠、御紋、先祖伝来の小物、文字や郷土の歴史上の人物をモチーフにした意匠などを積極的に活用していきましょう。

5 修復・修景時のデザイン基準

建物や外構の増改築、修復、修繕する場合は、「3 景観形成の基本方針」に加え、下記のデザイン基準により、積極的に良好な景観の形成を図りましょう。

1. 素材・色彩

(1) **外壁**：漆喰（白または土色）若しくは漆喰調が推奨されます。さらに、下部に下見板張り※（黒またはこげ茶色）の組み合わせがさらに推奨されます。

(2) **ブロック塀**：既存のブロック塀は、上部から板張り（黒またはこげ茶色）、またはモルタル（白、土色）吹きつけによる化粧化が推奨されます。ただし、狭い通りに面したブロック塀は防災上危険がありますので、極力撤去しましょう。

(3) **小屋根（庇）**：日本瓦または金属板（無彩色）を家屋に合わせて選択することが推奨されます。

また、家屋が和風で雰囲気合う場合、木部表し※の庇とすることが推奨されます。そうでない場合でも庇を一律の厚さに揃え屋根部分と同じ勾配を底下でも確保しましょう。

(4) **シャッター**：跳ね上げ式スライド（木製若しくは茶系色）が推奨されます。

通常シャッターの場合は、素材色（アルミ色等）、黒、灰色の無彩色、若しくは白、茶系のつや消しペンキ塗り又は、吹き付けが推奨されます。

(5) **看板、サイン**：小さめの木製看板が推奨されます。大きなサインの場合、周囲の環境に溶け込む低明度、低彩度の基調色と、文字・図の部分（基調色の面積に比べて半分以下）も適度な範囲の色彩に収めることが推奨されます。

(6) **路面**：アスファルト舗装は極力避け、洗い出しコンクリート※⁴、石模様を埋め込んだコンクリート等を基本とします。



※[下見板張りの例]
外部板張りの一種で、横に羽重ねにして張りあげる方法。



※[木部表しの庇の例]
木の構成を隠さずそのまま表して見せること。

2. 塀

(1) 通り沿いには板塀を設置することが推奨されます。

また、板塀を道路境界から後退して設置し、道路と板塀の間に低木を植栽することも推奨されます。なお、道路際に板塀を設置する場合は、除雪の際に板塀が破損しないよう、下部 50cm 程度をコンクリート造りなどにすることが推奨されます。

板塀の意匠は、地区内にある既存の板塀を参照し、類似する意匠とすることが推奨されます。

(2) 隣接建物の外壁が道路境界に近い場合、隣接建物の隙間をつなぐよう、塀、又は塀と格子戸などを設けることが推奨されます。

3. 格子、障子

(1) 通りに面する和風建物の窓には、木製の格子を設置することが推奨されます。

⁴[洗い出しコンクリート] 小石を混ぜたコンクリートの表面を洗い出して小石が表面に敷き詰められた舗装

- (2) 通りに面する和風建物で、木製の格子を付けることが適切でないガラスの開口部においては、内部に障子を設けることが推奨されます。

4. 植栽・樹木

- (1) 道路と板塀の間に樹木を植栽する場合、和風建物であればウコギ生垣など、米沢で以前から植栽されている樹木が推奨されます。
- (2) 隣接建物の外壁が道路に近い場合、隣接建物の隙間をつなぐよう、建物の壁面と揃えて植栽を設けることが推奨されます。
- (3) 植栽する樹木は、楓、松など松が岬公園内にある樹種や、米沢で以前から植栽されている樹種を尊重しましょう。例えば、楓を象徴的に植樹することで景観は引き締まります。

5. 屋根

- (1) 付け屋根*は、極力取り外して本来の屋根形態を表すことが推奨されます。
- (2) 現状で屋根形態が基準に合っていない場合、適切な高さに小屋根を設置するなど、周辺の建物との揃いと和風の意匠を尊重して、改修、修復することが推奨されます。
- (3) 屋根の素材を改修するにあたっては、黒など低明度、無彩色の金属板ないしは瓦で葺くことが推奨されます。

6. 看板、サイン

- (1) 主要地方道米沢猪苗代線沿いは、幟旗等を設置し、賑わいを演出することが推奨されます。
- (2) 企業サインは、できるだけ小さく設置することが推奨されます。
- (3) 屋上広告、壁面広告は極力設置しないようにしましょう。小屋根や庇の上に設置する看板、垂れ幕、暖簾など和風で伝統的な広告が推奨されます。また、意匠を伝統的なロゴや家紋などで演出することも推奨されます。



7. 駐車場

- (1) 駐車場は、道路から直接見えないように設置することが推奨されます。
- (2) 駐車場を道路に面して設置する場合は、塀、うこぎ生垣などで境界を囲うことが推奨されます。
- (3) 上記のことができない場合は、アメニティ要素を駐車場に備えることが推奨されます。例えば、隣との揃いを図りながら、路面の素材を石とコンクリートで演出することや、植栽などを行ない庭園風に整備することが推奨されます。

8. ライトアップ等の光演出

- (1) 庇、窓、開口部あるいは植栽、幟旗、樹木など通りから見て特徴的な部分をライトアップすることが推奨されます。
- (2) アプローチなどの路面をフットライトなど低い位置の照明で明るくすることが推奨されます。ただし冬季除雪・融雪の方法に合わせて、高さなどを配慮しましょう。

6 新規建築・建て替え時のデザイン基準

新規の建築や建て替えでは、和風建築の特徴を備えた外観・意匠とすることを心がけましょう。店舗などで洋風の商品を扱う場合でも、和風を基本とした外観としましょう。

建物・外構の景観が周辺との揃いを持つように努め、建物の高さ、壁面、屋根、庇などに配慮しましょう。歴史的事実に関わるシンボルや意匠を積極的に活かし、歴史的史跡などの継承を図っていきましょう。

建物を新築する場合は「4 景観形成の基本方針」及び「5 修復・修景時のデザイン基準」に加えて以下の基準を満たしましょう。

1. 和風の形態・意匠

- (1) 簡潔な形態とともに、メリハリのある陰影を伴った外観を形成するために、軒、小屋根、庇を外壁から突き出すこと。外壁と開口部を大きく対比的に確保することを心がけましょう。
- (2) 庇は和風の基本要素です。雨や雪から外壁や路面を守る働きがあります。窓の上部、玄関や出入り口の上部に必要です。近隣との連続性を考慮して設けましょう。
- (3) 小屋根を用いて和風を演出することができます。庇と揃えるよう通りに向かって傾斜する片流れの小屋根を基本としましょう。
- (4) 道路境界に外壁が揃う伝統的な町家の景観では、軒の庇が高さを微妙に違えつつ連続する水平線を形成しています。本地区では独立家屋が多いので、隣り合った家屋同士が、屋根の軒を出すとともに、小屋根や庇を設けて、ほぼ同じ高さで揃えることを心がけましょう。
- (5) 屋根、小屋根、庇は、木部表しとすることが推奨されます。真壁造りを基本とした柱・梁の表しも推奨されます。



※[真壁造り]
柱を露出させ、柱と柱の間に塗り壁等を施した壁の造り。

2. 屋根

- (1) 単純で簡潔な切り妻か入母屋の屋根形態が推奨されます。素材は、瓦葺きまたは金属板葺きとし、色彩は、黒に近い無彩色、屋根の下は木部表しが推奨されます。
- (2) 切り妻屋根の場合、前面1階部分に通りに向かって傾斜のある小屋根を設置することが推奨されます。付け屋根は極力避け、本来の屋根形態を表すことが推奨されます。

3. 外壁

- (1) 漆喰または漆喰調（白または土色）が推奨されます。下部に下見板張り（黒またはこげ茶色など）の組み合わせがさらに推奨されます。
- (2) サイディング材⁵を用いる場合でも漆喰調仕上げタイプを用いましょう。
- (3) 通りに面している壁面は、まとめて開口部を設け、壁と開口部の構成により壁面にメリハリを持たせる（壁と開口がバランスよく対比する。）ことが推奨されます。ただし2階は1階と異なる小さな開口とすることが推奨されます。
- (4) 歴史的な意匠を外壁に取り入れましょう。例えば家紋を外壁の上部などに表すことなど

⁵[サイディング材] 壁仕上げ材として成形された製品。

が考えられます。

4. 窓・開口部

- (1) 通りに面している開口部は、木製、木目調サッシが推奨されます。アルミ製サッシの場合は、窓枠を木製の押さえで隠すなどの演出が推奨されます。
- (2) 開口部は、内部に障子を設置するか、外部に木製格子を付けることが推奨されます。